

入札公告

令和2年度「強くしなやかな食品産業づくり事業」による醤油製造機械設置工事について以下のとおり一般競争入札を行いますので公示します。

令和2年11月24日

有限会社 井上醤油店
代表取締役 井上 裕義



1. 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名：有限会社 井上醤油店 醤油製造機械設置工事
- (2) 事業取組主体：有限会社 井上醤油店
- (3) 工 事 場 所：島根県仁多郡奥出雲町下阿井1430-2
- (4) 工 事 概 要：内部設備工事

工事内容は、別添仕様書のとおり

醤油製造機械に下記補助事業名の文字を入れたプレートを設置すること。

「令和2年度強くしなやかな食品産業づくり事業」

事業実施主体 有限会社 井上醤油店

プレートサイズ：縦 400mm 横 600mm 程度

ア. 工 事 期 間： 契約締結日～令和3年3月10日

イ. 工事期間の変更

アで定める工期について業務請負業者、発注者からの申し出により、やむを得ない理由により期間変更するに至った場合は、別途協議の上決定する。

(5) 工事請負契約締結：

本事業は、施工管理を含め、施主 有限会社 井上醤油店が行う。

よって、入札によって決定した入札額をもって有限会社 井上醤油店と契約する。

(6) 入札事項：工事請負金額

2. 一般競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定により建築工事業について一般建設業の許可を有するものであること。
- (3) 開札の時点で行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていない

- (3) 開札の時点で行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去5年間に国や県又は市の補助事業による施工実績があること。(新設及び改造工事の実績)
- (5) 入札に参加しようとするものの間に次の基準に該当する関係がないこと。

○人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

ただし、ア.については、会社的一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる人的関係があると認められる場合。

- (6) 上記(1)から(5)の条件を満たしていても、仕様書等の条件を満たしていない時、また提出を求めた書類等について提出がない場合には競争参加資格はないものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口（施工管理）

名 称 : 有限会社 井上醤油店
住 所 : 島根県仁多郡奥出雲町下阿井1430-2
電 話 : 0854-56-0390
施工管理担当者: 井上和久
所 属 : 有限会社 井上醤油店 取締役

(2) 入札説明書の交付期間、方法等

ア. 期 間 : 令和2年11月24日(火)～令和2年12月4日(金)
イ. 交付方法 : 有限会社 井上醤油店ホームページからのダウンロード又は閲覧場所
(有限会社 井上醤油店)での閲覧。
ウ. 電 話 : 0854-56-0390

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

ア. 期 間 : 令和2年11月24日(火)～令和2年12月4日(金) 17時必着
イ. 場 所 : 有限会社 井上醤油店
ウ. 方 法 : 上記場所に持参のこと。

(4) 一般競争入札参加資格確認

令和2年12月4日(金)までに書面（FAX送信）により通知する。

(5) 入札書の提出方法

ア. 日 時 : 令和2年12月4日(金)午後3時必着

イ. 場 所 : 〒699-1622 島根県仁多郡奥出雲町下阿井1430-2
有限会社 井上醤油店

ウ. 提出方法 : 入札者は上記の場所まで入札書及び添付資料を持参するか簡易書留又はレターパックで郵送すること。

エ. 入札書の記載方法

入札書には消費税及び地方消費税を除いた金額を記載する。

オ. 添付資料

入札書の提出に併せて設計図面、工事費内訳書を提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び提出された設計図面、工事内訳書が工事目的と著しく異なるものであると認めた場合は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア. 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

イ. 予定価格に達しない場合は最低入札者と協議し落札候補者とする。

ウ. 落札候補者を定め、入札終了後速やかに入札書・設計図面・工事費内訳書の審査を行い、審査結果が有効であれば落札候補者を落札者と決定する。無効となった場合は、次順位の入札書・設計図面・工事費内訳書の審査を行う。

エ. 落札者を決定した場合は、落札者にその旨を連絡するとともに、入札結果等に関する書類を閲覧に供する。

(8) その他

その他の詳細については、入札説明書による。